

# 特定秘密保護制度における書面・署名・押印の見直し

## 見直しの概要

特定秘密保護制度において、書面により行うこととされている手続及び署名・押印を求めている手続を見直すこととする。

## 見直しの具体的内容

### 1 内閣官房令の新規制定

特定秘密保護法第14条第1項に規定する適性評価についての書面による苦情の申出について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)に基づく主務省令で定めるところにより、オンラインにより行うことを可能とするため、同法に基づく内閣官房令を新規に制定。

### 2 特定秘密保護法施行令の一部改正

特定秘密保護法施行令に規定する通知、告知及び同意等について、書面の交付に代えて、オンライン(電磁的記録の電子情報処理組織を使用する方法による提供)により行うことが可能となるよう、特定秘密保護法施行令を一部改正することとする。

### 3 運用基準の一部変更

特定秘密保護制度における各種文書について、書面のほか、電磁的記録での報告等を認めることとする。また、運用基準で定める各種様式の中で、署名・押印を求めているものについて、記名とするとともに、押印を不要とすることとする。